

オーストラリア連邦政府における障害児教育施策の登場 —ウィットラム労働党政権（1972～1975年）の教育行政に着目して—

山中 冴子*

キーワード：オーストラリア、障害児教育、ウィットラム政権、カーメル・レポート

はじめに

オーストラリアは、各州が植民地として機能した歴史があるため自律性が高く、初等・中等教育は各州の管轄下であり、それぞれ独自に障害児教育の充実が目指されている。そして、各州の障害児教育の振興を後押しすべく、連邦政府は移民や先住民とともに障害児を付加的な教育支援を要するグループとして位置づけ、各州への教育助成を行っている。

オーストラリアが国として、つまり、連邦政府レベルで障害児教育の整備に本格的に乗り出したのは、1972年以降のことである。まさに、正式に白豪主義を撤廃したウィットラム（Whitlam）労働党政権が誕生した時代である。そのような意味で、これまでも日本で幾度となく紹介されてきた、同国の多文化主義による多様性に配慮した教育の実現という文脈と、障害児教育は無関係ではないことが推測される。

そこで本稿では、同国において障害児教育がいかに連邦政府の教育行政に登場したのかについて考察したい。具体的にはウィットラム政権が誕生した政治経済的背景と多文化主義への転換について概観し、同政権が描いたオーストラ

リア像を示す。そして、それに照らしつつウィットラム政権は教育に何を期待し、各州への教育に対してどのような関係を構築しようとしたのかについてみる。更に、この時期には政策に先行して障害児教育にまつわる国際的インパクトがオーストラリアにも及んでいることから、その点にも注目する。以上、大きく3点を総合し、課題に迫るものである。

1. ウィットラム政権の誕生～教育への大きな期待

1-1. ミドルパワー国家の実現に向けた「大きな政府」の模索

第一次産業による外貨獲得、製造業や鉱物資源産業の繁栄が第二次世界大戦後から長期に渡ったことで、オーストラリアでは国内産業の保護が重要な政策課題とされ、保守主義の土壤が1949年から23年間守られてきた¹。ANZUS同盟やポンドからドルへの移行、更に「大国政治への積極的な協力」としての朝鮮戦争やベトナム戦争への参戦など、23年もの間、政府は安全保障においても経済においても英国ではなくアメリカとの関係構築にエネルギーを注いだ。しかしベトナム戦争の失敗は、そのような政治のあり方を見直す大きな契機を与えた。1972年に

* 埼玉大学教育学部特別支援教育講座

長く続いた保守連立政権を破ってウィットラム労働党政権が誕生した背景には、同国のアイデンティティの模索があった。竹田いさみによれば、ウィットラム政権は中規模国家（ミドルパワー）としての歩みを模索し、アメリカをはじめとする大国の動きなど、国際政治の変動に惑わされることのない、独自の国家像の形成を目指した²。

同政権は移民法とオーストラリア市民権法を改正することで、アジア系を排除する白豪主義（White Australia）を撤廃した³。実はこれまでも、戦中・戦後の国防や労働力確保のため、東欧・西欧諸国の難民・移民に限定した受け入れがなされてきた。しかしそれは、西洋文化への同化が不可能とされたアジア系を排除する人種主義に貫かれた受け入れであった⁴。1970年代には「アジア・太平洋地域との経済・政治的関係強化」⁵の必要に迫られ、これまでに形成されてきた「白人社会の多文化現象」⁶にアジア系が参入する道がひらかれた。多文化主義の採用は、まさに国際問題、経済問題、そして国防問題への対応であった。

白豪主義の撤廃によって人種主義が乗り越えられたとするのはあまりに稚拙であるが、国際的、経済的、国防的戦略によってか、塩原によれば、このあたりからエスニック・マイノリティ（移民）は「同化可能な人」から「問題を抱える人」と認識されるようになった。「問題」は社会構造からもたらされるという観点に立ち、福祉や教育の不備が政策課題とみなされるようになったという⁷。世界に先駆けて8時間労働が獲得され、賃金の強制仲裁制度が確立するなど、を好例として、キャッスルズが同国を「賃金稼得者の福祉国家」と呼んだのはあまりに有名である⁸。同国には、労働による社会参加や同国への貢献が大切にされてきた伝統がある。大国に翻弄された手痛い歴史を繰り返さず、アジア・太平洋地域においてミドルパワーとしての活路を見いだそうとしたとき、「問題を抱える人」が労働者として同国で生活を切り拓くことが出来

るよう、また同国に益を与える事が出来るよう、更にそれによって同国が確固たる国際的地位を得られるよう、社会資源の再分配を図ることが課題とされたのである。社会資源の再分配は、社会参加の困難さに対する要支援度をもとに、連邦政府の権限のもとで行うことが目指された。例えば従来、同国では所得により厳格な選別を用いて給付・手当を重視した社会保障がとられてきたが、いわゆる「大きな政府」を描いたウィットラム政権は、社会参加を支援するための医療・福祉のあり方を模索した⁹。同様の観点にたち、もちろん教育改革も大胆に進められることとなった。

1-2. 連邦政府による教育への関与

1900年制定のオーストラリア憲法では、「外交・国防・貿易・移民・通貨については」連邦議会の立法作業により、「州内の経済活動・警察・教育・開発事業・農業・保健などは州の権限に属する」ことになっている¹⁰。各州ばらつきはあるが、19世紀後半から20世紀初頭には概ね義務教育の体系が出来ていた。第二次世界大戦後のベビーブームや産業化に伴うホワイト・カラー層の台頭により、20世紀半ばの1950年代から60年代には、各州で初等教育在籍者増加への対応と中等教育の大衆化が課題とされた。1953年から1962年の間に初等教育在籍者は37%、中等教育在籍者においては139%も増加したという¹¹。

各州の自律性を尊重すべく、これまで連邦政府は教育改革を中心的に担うことに躊躇してきた。1967年まで、連邦政府レベルの教育大臣の職は存在しなかったほどである¹²。しかし、義務教育の拡大によって教員不足、学校そのものの不足や学校の施設設備の不備などが深刻化し、1960年には6州の教育大臣が合同で連邦政府に助成をもとめる要望書を提出している。このような危機的状況は、カトリック系学校をはじめとする私立学校でも同様であった。「教育における危機の時代」といわれたこの頃、保守連立

政権は公立、私立を問わず助成すること（学校の施設設備や生徒への奨学金など）を公約として、選挙に勝利した¹³。連邦政府の義務教育への関与は、各州からの緊急性の高い要望に後押しされて始められたのである。

あわせて各州では、中等教育の大衆化に向けた改革が盛んであった。例えば1950年代のニューサウスウェールズ州(New South Wales; 以下NSW)では、公立中学校に入学した生徒が無事卒業できる割合は20%を下回っていた¹⁴。同州では、新たな社会的要請として中等教育へのニーズが高まっているにもかかわらず、それを阻むものとして前期中等教育への入学試験の廃止や、選択科目の導入などを検討した¹⁵。中等教育がこれまで想定していなかった多様な生徒たちのニーズに応えながら、できるだけ多くの子どもたちに中等教育修了資格を取得させるシステムの構築が急務とされ、総合制スクールが設立されていった。資格がソーシャル・モビリティを促進する社会の到来である¹⁶。

機会均等化を志向するウィットラム政権は、社会的不利益は教育上の不利益によってもたらされるのであり、教育によって地域の質は左右されると考えた¹⁷。中等教育どころか初等教育の機会さえも十分に享受できていない層、それが多文化主義におけるマイノリティであり、障害児であった。従来から各州の自律性の陰で軽視されてきた彼らにより手厚い助成を行い、ソーシャル・モビリティのスタートラインに立てるようにすることこそ連邦政府の任務と捉えたのである。したがって、これまで以上に各州の管轄下にある義務教育段階に深く関与する必要性が生じたのであった。

以上から、確かに多文化主義を採用することで社会的マイノリティを捉える視野は拡大し、障害児を捉える余地がうまれたと言える。しかし、障害児並びに障害児教育へのまなざしを生じさせた直接的要因は、多文化主義の実現と連動した「大きな政府」という福祉国家としてのあり方であったと考えられる。

2. 施策に先行した関係団体の動き

2-1. 教育対象とされなかった障害児

オーストラリアの障害児教育の歴史は多くの国々と同様、民間（慈善）団体による障害児学校設立にその端を発する。障害種別によってその発展に差があることも共通である。

NSWを例にとると、スノーによれば、1940年代まで公的に障害児教育にかかわりをもってきたのは州児童救済局(State Children Relief Board)と州教育省(Department of Education)であったが、どちらかといえば、福祉的観点による前者の方が障害児への支援に積極的であったという。1938年の州教育省の調査で、全児童生徒の1.9%に一生涯に渡る何らかの身体的な不調さ(permanent physical infirmity)があると明らかにされていたにもかかわらず、である。そのような子どもたちへの教育を州政府の責任とした1944年の法律制定(Blind and Infirm Children Act)まで、法的に義務教育を免除されていた彼らを主として受け止めてきたのが、民間（慈善）団体による福祉施設であった¹⁸。

しかしながら、1944年以降も目立った公的な動きはみられなかった。1974年までに、NSWには85の民間（慈善）団体による障害児学校(中度から重度の知的障害児を対象)があったが、州としては1927年に初の公立障害児学校として設立されたグレンフィールド(Glenfield)学校といくつかしか有していなかった。結果として通常学校に多くの障害児が在籍し、各学校ではガイダンスサービスが発展したという。このような実態に加え、とりわけ盲・ろうの子どもたちが補助教員とともに通常学級で学ぶ事例が先行したことは、1980年代の中心的テーマとなるインテグレーションの議論や実践に大きく寄与したといわれる¹⁹。ちなみに当時、精神薄弱(mentally unfit)としての扱いであった知的障害に対しては、20世紀初頭から優生学にもとづいて学校が知的障害児か否かを判別する場とさ

れてきた²⁰。年齢に応じた学級編成では困難のある知的障害の子どもたちを対象として、特別なクラスで指導を試みる実践が少しずつ蓄積されていったが、優生学を背景とした社会防衛論から障害児を隔離する必要性が主張された。更に、そのような主張に対して、知能検査の浸透により数値をもって「合理性」が与えられ、分離教育形態が支持された経緯があるという。1957年には、グレンフィールド学校に入れなかった子どもが通常学級に在籍することで他の子どもの迷惑になったり、教員の困惑材料となったりすることがないよう、更に特別な学校を増設すべきことが提言されている²¹。

障害児は制度的にも実践的にも、教育対象としての位置づけがなされてきたとは言えず、教育と福祉の境が明確でない時代が長かった。NSWひとつとっても、障害児への公的な教育保障はあまりにお粗末であった。

2-2. インテグレーションの普及²²

国際的にみると、1950年代のノーマライゼーションの誕生を土台として、1960年代からノーマライゼーションを教育の場で実現するためのインテグレーション理念が普及する。それは、オーストラリアも例外ではなく、施策に先駆けて関係団体の動きが目立った。

オーストラリア全土にインテグレーションのあり方を広く示した最初のもは、1964年のオーストラリア障害者リハビリテーション協議会 (Australian Council for Rehabilitation of the Disabled; 以下、ACROD) の憲章 (Charter) にある、地域へのインテグレーションについての文章である。ACRODは、オーストラリア政府から一部助成を受けた民間 (慈善) 団体の連合体であり、当時は210団体が加盟していた。ACRODの憲章にあるインテグレーションは、障害児が通常学級で学ぶことを意味している。教育においてインテグレーションを最適な程度で実現する必要を述べたこの文章は、作成当時は肢体不自由児を対象としていたが、その後は

他の障害児にも適用できるものと理解されるようになった。ここではインテグレーションは出来る限り早いうちから開始した方が良いが、子どもの準備のされ方、子どもを受け止める環境の整備 (とりわけ学校のバリアフリー化を主張) など、注意深く計画されるべきであると述べられている。つまり、子どものニーズ、キャパシティ、満足感が大事な要素とされている。したがって、分離教育形態を即批判するのではなく、通常学級と同等に位置づけ、子どものニーズを全体として充たす上で必要かを判断する必要があるという。

1972年には、リハビリテーション・インターナショナル (Rehabilitation International; 以下、RI) 第11回世界会議 (Rehabilitation International Eleven World Congress) がシドニーで開催された。また同年、メルボルンでは第5回障害児教育国際セミナー (The Fifth International Seminar on Special Education) が開催されるなど、オーストラリアの地で国際動向を踏まえた議論が交わされた。RIのメンバーと障害児教育国際セミナー参加者が共同で策定した「障害児教育の未来に向けたガイドライン (Guidelines for the Future in Special Education)」は、同国の教育施策により大きな影響を与えたという²³。ここでは、先のACRODの憲章を更に進めて以下について記された。①インテグレーションの実現は、教育システムの柔軟性、学級規模、個々の子どものレディネス、通常学級教員の洞察と理解に大きくよっている。②インテグレーションを、結果としてではなく柔軟性のあるプロセスとみるべきである。③通常学級教員へのコンサルタントもしくはリソースパーソンとして、専門教員 (Specialist Teacher) の配置が必要である。④インテグレーションの程度は、個々の子どもの障害状況によっても左右される。⑤インテグレーションは、可能であるならばいつでも実施されるべきである。⑥しかしながらインテグレーションは常に、教育的、心理的必要性にもとづいて実現されるものでな

ればならない。以上、インテグレーションを可能にする要件として、子どものみかたや人的配置を含めたインテグレーションの環境整備について、より詳しく提示している。

このように、障害児教育整備の不備を引きづりながらも、1960年代から1970年代にかけて、国際的インパクトがオーストラリアにも押し寄せた。同国で障害者の社会参加を実現するための具体的諸施策が総合的に展開されるのは1981年の国際障害者年以降まで待たねばならないが、このような国際動向を踏まえた関係団体の動きは、以下にみるように、確実に同国の障害児教育整備を後押しした一因となっている。

3. ウィットラム政権の教育改革～いわゆるカーメル・レポート(Karmel Report)から

3-1. 支援ニーズを基軸とした助成システムの構築

ウィットラム政権は、各州の教育に対する従来の消極的な姿勢を一転させ、より積極的な助成を打ち出した。

1972年、ウィットラム政権が発足したその年、オーストラリア学校審議会(Australian Schools Commission; 以下、ASC)の暫定委員会(the Interim Committee for the Australian Schools Commission)が立ち上がった。そもそもASCとは、政府に対して経済的並びに政治的観点からではなく、支援ニーズにもとづいた学校への資金提供の在り方について提言することを使命とした独立組織である。ASCを設立するために、各州・直轄区や私立学校の代表者らから意見を聞きつつ広く教育状況を把握し、直近で必要とされる資金提供の方法について連邦政府の教育大臣に提言することが、暫定委員会の任務であった。既存の学校の拡充はもちろんのこと、新しいタイプの学校設立やカリキュラムの多様化なども含め、当暫定委員会が審議の対象とする内容は多岐にわたった。そして翌1973

年に提出されたのが、「オーストラリアの学校(Schools in Australia: Report of the Interim Committee for the Australian Schools Commission)」で、委員長名をとった、いわゆるカーメル・レポート(Karmel Report)ある。

当レポートを貫く原理は、平等(equality)、多様性(diversity)、権限委譲(devolution)であるという²⁴。つまり、不利な状況にある子どもたちを中心に、子どもたちの多様性を受け止める教育環境を国をあげて整備することで、教育における実質的な平等を確保し、教育実践の高まりはもちろんのこと、子どもや保護者といった当事者が自ら責任をもち教育をコントロールする主体となっていくためのエンパワメントを、更には、地域の活性化を目指したのである。まず現状認識として、ほとんどの学校で人的・物的資源が不足しており、資源の配分においても学校間格差が生じていることが指摘された²⁵。誰でも差別なく教育から十分な結果を得られるようにするために、各学校の支援ニーズの程度に基づいた助成を行うことで資源の再配分を図った当レポートでは、公立・私立の学校における支援ニーズを2つに大別した。1つめは、そもそも基本的な資源が不足している場合の支援ニーズである。2つめは、社会経済的に不利な子どもや障害児を多く抱えるために資源が不足している場合の支援ニーズである。特に後者は、これまで優先課題とはされてこなかった領域であったという。このような大別をもとに、各学校の支援ニーズは8段階に細分化された²⁶。効果的な資金提供については、学校がそれぞれの裁量で使用できる柔軟性が重要とされたが、同時に、各学校の裁量において先の社会経済的に不利益を被っている子どもや障害児への支援に活用されることが期待された²⁷。連邦政府と各学校との距離が非常に近い形で行われる助成方法は、同国の教育行政において、歴史的出来事であったため、これは連邦政府による介入ではなく、あくまでも、学校のイニシアティブの発展を促進させるための仕組みであ

ることが強調された。

しかしながら、当レポートには様々な観点からの批判が寄せられた。例えば、基軸となる支援ニーズが結局は助成額に読み替えられたに過ぎず、学校教育の内実を本質的に規定する教育内容や実践にまで切り込んでいないことへの批判や、連邦政府の権限を拡大して州との伝統的な関係を侵したことでエンパワメントは実現せず依存型社会が形成されるというラディカルな批判もあった²⁸。また紙面の関係もあり十分論じることが出来ないが、公的介入とする私立学校側の反発や、一方で、私立学校の支援ニーズが的確に伝わらず結果として公的助成が激減した私立学校における不満も高まった²⁹。教育を社会変革の重要なツールとみなしたこと、そのような教育を実現するための手だての乖離が、あらゆる角度から指摘された格好である。カーメル・レポートを具体化すべく、同じ年にASCが正式に発足し、州への助成に関する法律が制定されたが、カーメル・レポートへの批判を受けて修正条項が加えられた。ちなみにASCの発足についても、人選が各州や関係団体ではなく内閣の意向によって行われたことへの批判がなされた³⁰。ウィットラム政権の教育への期待の高さを垣間見ることが出来る一方で、連邦政府の新たな教育行政はスタート時から波乱含みであったことがわかる。

3-2. 障害児教育の扱い

先の国際的インパクトを受けて、ウィットラム政権が誕生する直前の1970年には、「健康と福祉についての連邦政府上院議会常設委員会 (the Senate of the Commonwealth Parliament of the Standing Committee on Health and Welfare)」が設立された。ここでは、障害児の就学前教育、学校教育、職業準備、そして障害児のニーズに対応した教員養成における政府の助成が提言されていたが、それをより推し進め、実際の予算編成まで具体化したのがカーメル・レポートであった³¹。当レポートでは、

社会経済的に不利な子どもたちが多く通う学校 (Disadvantaged School) や 障 害 児 教 育 (Special Education)、教 員 の 資 質 向 上 (Teacher Development) への手厚い助成の必要性が説かれた。特に障害児教育にかかわっては、教育環境から教員養成、障害児教育研究の振興など、幅広い内容が盛り込まれた。

ここでは、障害児教育を受けている33000人の85%が公立学校に在籍していることが明らかにされた。また、公的機関以上に民間(慈善)団体が障害児教育を担っていること、いくつかの州では教育省と保健省のようなところとで職務分担が曖昧であることを受け、教育省が障害児教育の唯一の担当省となるべきことが述べられた。そして、1974-1975年度の連邦政府の障害児教育への予算を30%引き上げることを勧告した³²。先のNSWの状況を鑑みても、改めて障害児を教育対象として位置づけたことの重要性は明らかである。

カーメル・レポートの提言のほとんどは、連邦政府の予算に反映された。実際には、学校一般の施設設備費などに比べて、社会経済的に不利な子どもたちが多く通う学校や障害児教育などへの予算は少額であった。1960年代からの教育の危機の深刻さが窺える結果である。それでも、1974年から1975年の障害児教育にまつわる予算は、主として障害児学級や障害児学校における設備購入と教員の増員、更に、障害児教育コンサルタントの配置、ガイダンススタッフの増員、教員補助の増員に費やされた³³。障害児学級や障害児学校に中心的に資金を振り分けつつ、障害児が学ぶための環境整備に着手されたと言える。

更に当レポートでは、以上のような学校のハード面の整備に留まらず、障害の早期発見と就学前からの早期介入の導入、そして専門性を身につけた教員を十分に確保することが急務とされた。また教員養成について、障害児教育の現場実習に出ることや、大学で障害児教育の講座を少なくとも各州で1つは設立すべきことが

述べられた³⁴。

インテグレーションについては、上記のような基本的な要件を整えていった上で、1976年に向けた大きな関心事の一つとして扱われた。予算の用途として、通常学校に在籍する障害児を段階的に増やしていくことが新たに重視され、より重い障害をもつ子どもたちに対して通常学級での教育を提供していけるようにすることが期待された。連邦政府は障害児のための障害児学級や障害児学校を承認しつつ、ほぼ同時に、通常学級へのインテグレーションを推奨する方向性を示したのである³⁵。

カーメル・レポートに対して教育内容や実践に切り込まず形式的な議論に終始しているといった批判が出たことを先に紹介したが、それは障害児教育にも当てはまるであろう。通常学級を含め教育の場を多様に開放することは、教育の機会均等を柔軟に推し進める上で重要である。しかしそれはあくまでも場の充実に限定した話であり、障害児教育の内実について何ら方向性を示すものではない。連邦政府と各州との関係性には十分な配慮が必要と考えられるが、障害児に教授される中身について十分議論がなされたとは言い難いため、各学校の支援ニーズの意味するものが表面的にならざるを得ない。とりわけ、学校教育を出た後の選択肢とそれに向けたカリキュラムのあり方など、教育の結果として障害児に何を求めるのかは、教育の実質的な平等や社会での不平等の克服を目指す上で避けて通ることの出来ない課題である。障害児とエスニック・マイノリティを同列に扱うことは難しい。中でも知的障害がある場合、彼らの有する支援ニーズはソーシャル・モビリティの意味づけや目指すゴールの相違とともに、エスニック・マイノリティのそれとは質的に異なるのである。これらについては学校教育修了後の問題として、インテグレーションの実施とともにその後の政策課題として引き継がれることとなる。

おわりに

ウィットラム政権は、白豪主義の撤廃による多文化主義の採用と「大きな国家」を目指す福祉国家像によって、社会的マイノリティの存在を際立たせ、ソーシャル・モビリティを確保するための教育の機会均等を重視した。多文化主義と直接的にかかわるわけではないにもかかわらず、障害児教育が国家的な教育行政の課題として登場したのは、このような政治的土壌による。換言すれば、①多文化主義による社会的マイノリティの顕在化、②楽観的ともいわれるほどの学校教育への信頼、③連邦政府による各州の教育への積極的な関与の3点が同国の障害児教育を公的に登場させたのであり、特に②と③はウィットラム政権の福祉国家観に支えられている。

オイル・ショックの影響で国内経済は一気に悪化し、教育や福祉を高い割合で維持した予算案は通過せず、国内経済の不安定を助長したとして、1975年に同政権は皮肉な幕切れを迎える。そしてASCも、その役割は質的变化を余儀なくされ、1990年代に入る前には廃止される。わずか3年の短命政権であり、カーメル・レポート並びにASCに対する賛同を国内でどこまで得ることができたのかについては議論の余地がある。しかし、障害児が教育の対象であること、教育の機会均等を目指す上で手厚い支援が公的責任においてなされるべきであることが連邦政府レベルで示されたという意味で、この時代は同国の本格的な障害児教育整備の基点となっている。また、国際的インパクトともなったインテグレーションの重要性について、その具体的実現は各州の解釈や教育条件にゆだねられるが、関係団体の影響を受けつつ、教育の機会均等化の文脈で政策的にも早い段階から注目されていたことは興味深い。まさにインテグレーションは、1980年代の障害児教育の中心的テーマとなるのである。1972年からの3年間は、同国の障害児教育史における一つのメルクマール

と言えるであろう。

今後は、連邦政府による助成が各州にどのような影響を及ぼしたのかについて検討し、連邦政府の施策の評価をより精緻に行う必要があると考えている。

付記：本論文は、平成18～19年度科学研究補助金（若手研究B、課題番号18730556、研究代表者：山中冴子）による研究成果の一部である。

引用・参考文献

- ¹ クレイグ・マクグレガー著 穂田照子監訳『オーストラリアの人々』PMC出版、1987年、pp.207-208
- ² 竹田いさみ『物語 オーストラリアの歴史 多文化ミドルパワーの実験』中公新書、2000年、pp.214-229
- ³ 1973年にアルバート・グラズビー外相が発表したことによる。同上を参照。
- ⁴ 前労働党政権によって、1947年に大規模移民計画が導入されている。これにより、①国土防衛のための兵員確保、②経済開発のための労働力確保、③人口の自然増加率の低下に歯止めをかける、以上3つを実現するための手段として、東欧・西欧諸国の難民・移民に限定して受け入れた。前掲2、p.220
- ⁵ 関根政美「多文化主義国家オーストラリアの誕生とその現在」西川長夫、渡辺公三、ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在 カナダ・オーストラリア・そして日本』人文書院、1997年、p.154
- ⁶ 前掲2、p.228
- ⁷ 塩原良和『ネオ・リベラリズム時代の多文化主義～オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』三元社、2005年、pp.47-48
- ⁸ フランシス・G・キャッスルズ著 岩本敏夫・埋橋孝文・北明美・玉井金五・服部良子共訳『オーストラリア・ニュージーランド 福祉国家論』啓文社、1991年を参照。
- ⁹ 西村淳「社会保障・社会福祉の歴史と現状」小松隆二・塩野谷佑一編『先進諸国の社会保障② ニュージーランド・オーストラリア』東京大学出版会、1999年、p.208
- ¹⁰ 竹田いさみ・森健編『オーストラリア入門』東京大学出版会、1998年、p.148
- ¹¹ Janice Dudley and Lesley Vidovich (1995), *the Politics of Education; Commonwealth Schools Policy 1973-1995*, Australian Council for Educational Research, p.57
- ¹² 技術教育や大学への助成は、第二次世界大戦への対応として、安全保障やマンパワー確保の観点から戦中より開始されている。戦後は元軍人や女性への社会復帰のためとして行われた。アラン・バーカン著 オーストラリア教育研究会・笹森健監訳『オーストラリア教育史』青山社、1995年、pp.293-294を参照。
- ¹³ 同上、pp.326-327
- ¹⁴ 同上、p.308
- ¹⁵ 1957年、NSW教育省により設立された、中等教育のあり方を検討する委員会がレポートを提出している。これは委員長の名をとってワインダム・レポート（Wyndham Report）といわれ、中等教育の大衆化に必要な改革内容が盛り込まれた。Barry McGaw (1996), *Their Future; Options for reform of the Higher School Certificate*, Department of Education Co-ordination NSW, pp.6-8を参照。
- ¹⁶ 前掲12、p.334
- ¹⁷ 前掲11、p.62
- ¹⁸ Dian Snow (1990), *Historicising the Integration Debate*, *Australian Journal of Special Education*, 13 (2), pp.28-38を参照。カトリック系の団体は独自に障害児学校を設立してきた経緯がある。
- ¹⁹ Norman W. Drummond (1978), *Special Education in Australia ; with special reference to developments in the education of the handicapped in the decade of rehabilitation 1970-1980*, Royal Far West Children's Health Scheme, pp.7-9
- ²⁰ 前掲18を参照。
- ²¹ David MacRae (1996), *the Integration/Inclusion Feasibility Study*, NSW Department of School Education, p.38
- ²² 前掲19、pp.16-18
- ²³ ACRODがオーストラリアとニュージーランドに無料配布したほどである。前掲19、pp.14-15

²⁴ 前掲11、pp.66-67

²⁵ the Interim Committee for the Australian Schools Commission (1973), Schools in Australia: Report of the Interim Committee for the Australian Schools Commission, p.2

²⁶ 前掲11、pp.72-73. 学校の支援ニーズ区分は1976年には6区分、1981年には3区分に修正された。ウィットラム政権後、経済不況を脱するべく同国は経済合理主義へと梶を切り、「小さな政府」像を描いたことから、私立学校への助成を増額し、公的セクターの縮小を図ろうとしたことが背景にあるという。

²⁷ 同上、pp.4- 5

²⁸ 前掲11、pp.115-117

²⁹ 前掲12、p.394を参照。私立学校の公的助成減額について言及されている。

³⁰ 前掲11、pp.68-70

³¹ 前掲19、p.11. 就学前の教育についてはASCではなく「オーストラリア就学前期委員会 (Australian Pre-schools Committee)」で詳細に議論された。

³² 前掲21、p.386

³³ 前掲19、p.12

³⁴ 同上

³⁵ 同上

(2007年9月26日提出)

(2007年10月19日受理)

The Appearance of Special Education Policy in Australia; focusing on the Whitlam Labor Government 1972-1975

Saeko YAMANAKA

Keywords : Australia, Special Education, the Whitlam Government, the Karmel Report

It was 1973, the era of the Whitlam Labor government, in Australia that the educational policy toward students with disabilities really appeared at the commonwealth level. The special education became one of the priority areas in the "Schools in Australia: Report of the Interim Committee for the Australian Schools Commission" called as the "Karmel Report". Due to this it was recognized in public that the students with disabilities were educational targets and the educational support for them had to be guaranteed by the government.

The appearance of the commonwealth special education policy was generated from at least three elements; 1.the broadened acceptance of social minorities from the multicultural attitude, 2.the optimistic view toward school education for solving social inequalities, 3.the powerful educational aid from the commonwealth to states. Especially, 2nd and 3rd elements are considered as outcomes by the idea of the welfare state emphasizing the social participation supported by the government. This idea linked with the multiculturalism.

Although the Whitlam government was a short life, it can be said that this time is the merkmal in the history of special education in Australia.